

四日市市告示第145号

四日市市自動通話録音警告機購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市自動通話録音警告機購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
四日市市自動通話録音警告機購入費補助金交付要綱（令和5年四日市市告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、特殊詐欺や悪質な電話勧誘等を未然に防止するため、<u>自動通話録音警告機能付きの固定電話機又は固定電話に外部接続可能な自動通話録音警告機</u>（以下「通話録音機」という。）の購入に要する費用に対し、予算の範囲内において四日市市自動通話録音警告機購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象機種)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる通話録音機は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>固定電話機又は固定電話機</u>に外部接続可能な機器で、公益社団法人全国防犯協会連合会が推奨するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(実績報告及び補助金の交付請求)</p> <p>第13条 決定者は、当該補助事業が完</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、特殊詐欺や悪質な電話勧誘等を未然に防止するため、<u>固定電話への自動通話録音警告機</u>（以下「通話録音機」という。）の購入に要する費用に対し、予算の範囲内において四日市市自動通話録音警告機購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象機種)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる通話録音機は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 固定電話機に外部接続可能な機器で、公益社団法人全国防犯協会連合会が推奨するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(実績報告及び補助金の交付請求)</p> <p>第13条 決定者は、当該補助事業が完</p>

了（廃止及び中止は除く。）したとき（以下「完了等」という。）は、完了等の日から起算して30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、四日市市自動通話録音警告機購入費補助金交付実績報告書兼請求書（第5号様式。以下「報告書兼請求書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

（有効期限）

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

了（廃止及び中止を含む）したとき（以下「完了等」という。）は、完了等の日から起算して30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日まで、四日市市自動通話録音警告機購入費補助金交付実績報告書兼請求書（第5号様式。以下「報告書兼請求書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

（有効期限）

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

（市民生活部市民協働安全課）